

平成30年中に土地・建物を譲渡または交換した方へ

確定申告の前に「譲渡のお尋ね」を！

「譲渡のお尋ね」とは？

土地・建物などの資産を売って得た所得は「譲渡所得」として、確定申告が必要になります。(金銭のやり取りがなく、交換した場合についても、同様に申告をしなければ、税法上の特例が受けられません。)

譲渡所得には多くの特別措置があるため、市では、土地・建物などを譲渡または交換した方を対象に、あらかじめ確定申告の前に、その準備として「譲渡所得の内訳書」の作成等に関する相談会を行います。

確定申告時ではなく、必ず事前の相談会にお越しください！

確定申告の期間中は申告会場が混雑するため、この「譲渡のお尋ね」を受けていない方は、**2月から行われる市の「確定申告受付」で対応することができません。**

なお、税務署に直接申告される方や税理士などに依頼される方のお越しは不要です。

※内容により税務署にご案内する場合がございますのでご了承ください。



■日時 1月10日(木)・11日(金)

午前の部 9時～12時 午後の部 13時～16時

■場所 市役所 1階102会議室

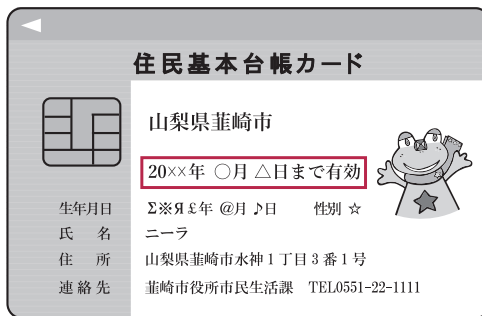
■対象者 土地・建物などを譲渡あるいは、交換された方で市に住民登録のある方。

※市から「譲渡に関する確定申告予定者」向けに通知をしますが、その通知の有無に関わらず土地・建物などの譲渡があった方はお越しください。

■持ち物 売買契約書・取得費や売買に要した費用の領収書など

■問い合わせ 税務収納課 市民税担当 (内線153～155)

マイナンバーカードは、公的な身分証明書として利用できるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)などの電子申請の利用や、全国のコンビニで住民票・印鑑証明書・戸籍証明書(戸籍証明書は住所および本籍地が市の方のみ)を取得すること



※1 赤枠内が有効期限

お手元の住民基本台帳カードの有効期限(※1)をご確認いただき、マイナンバーカードへの切り替えをおすすめします。

便利でお得なマイナンバーカードに切り替えませんか？

住民基本台帳カードの有効期限をご確認ください！

ともできます。コンビニで住民票等取得する場合、住民基本台帳カードと同様に市役所窓口より100円安く取得することができ、土日など休日に加え、夜23時まで取得可能なため大変便利です。ぜひご利用ください。

■申請方法

- ・ 郵送
- ・ パソコンやスマートフォン
- ・ 証明用写真機

■申請後の流れ

申請後、1か月から2か月ほどでカードが市役所へ届きます。カードが届いたらハガキにて通知しますので、市民生活課でお受け取りください。

■その他

詳細は、携帯やパソコンから公式サイト「マイナンバーカード総合サイト」をご確認ください。(<https://www.kojinbango-card.go.jp>)

■問い合わせ

市民生活課 戸籍住民担当 (内線124)